

## 干潟地区社会福祉協議会において出前講座を開催しました。

今年度も3日間にわたり「川口区」「神西区」「八軒町区」において、架空請求などの詐欺事例をピックアップした内容で消費生活出前講座を開催しました。今回は特に参加者から電話詐欺などの様々な体験談を聞くことができ、消費生活センターにおいても非常に有意義な講座となりました。



### こんな相談がありました NO43

#### 携帯電話やタブレットによる支払いトラブルに注意！

**Q 1** スマホの請求内容を確認していたら、身に覚えのないゲームコインを買ったことになっていた。支払いしなければならないのか。

**A 1** 携帯電話会社を装ったフィッシングメールに誘導され、相談者が入力したIDとパスワードが盗まれたと考えられます。購入先や携帯電話会社に返金を求めました。

**Q 2** 幼い息子がタブレットでオンラインゲームを使用し、タブレットの通信契約をしている携帯電話会社から高額な請求をされている。パスワードを入力して使わせたことはない。

**A 2** パスワードを入力しなくてもアプリをダウンロードできる設定になっていたため、設定方法をつたえるとともに、未成年者取消について助言しました。

#### ☆CHECKPOINT！

携帯電話やタブレットなどで、ゲームや商品を購入するサービスや通信料と合算して支払うサービスのことをキャリア決済といいます。携帯会社により名称は異なり(ドコモ払い、auかんたん決済、ソフトバンクまとめて支払いなど)、暗証番号やパスワードを入力するだけで合算が可能になるものが多く、インターネットで手軽に買い物をすることができます。しかし、キャリア決済は使い勝手が良い反面、意図しない課金や使い過ぎなどのトラブルになることがあります。IDやパスワードを入力するときは慎重にすること、自分の利用しているスマホやタブレットがどのような設定になっているか、確認しておくことが重要です。

### 消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階)

月曜日～金曜日 (平日) 午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019